

# 出版事業における一般刊行物および委託出版物発行に関する指針

2018（平成30）年11月16日 出版部門承認

出版委員会では、出版委員会規則（第2条）にしたがい、出版規程（第3条1項）に定める一般刊行物発行に関して、企画・調整および管理を行っている。

しかしながら、出版を承認された企画において、その編集担当委員会より必ずしも予定どおり原稿提出がなされない場合があり、その場合、当該年度に発行できなかった際には収入・支出共に決算に大きく影響するとともに、次年度の予算も修正を余儀なくされ、工程管理上問題がある。

また、委託出版物については、学会の収支に直接の影響はないが、編集担当委員会の執筆が遅れ刊行が遅延することにより、受け入れ先の出版社に多大な迷惑を掛けることにもなる。

については、一般刊行物および委託出版物の発行を遅延する場合等の手続きについて、下記の指針に従い、催行することとした。

## 記

### 1. 一般刊行物の発行遅延について

発行を予定している出版承認済みの企画が当該年度に発行できそうもなく、次年度に繰越して発行を希望する場合、通常は入稿～完成まで3ヵ月程度であることを鑑み、その企画の編集担当委員会は、必ず当該年の12月末までに「発行延期申請書」を出版委員会に提出すること。

なお、年度を繰越しての発行遅延は原則1回までとする。

出版委員会においては発行遅延の内容を確認した後、次年度予算に反映する。

#### 【注】発行遅延承認後の取扱いについて

- ・発行遅延承認後、編集担当委員会は「発行延期申請書」に記載した入稿日を厳守すること。
- ・繰越した年度に発行できない場合は、一旦企画取り下げ扱いとなり、2.の「出版取下申請書」を必ず提出すること。

### 2. 一般刊行物の発行取止めについて

やむを得ない理由から発行を取止める場合、編集担当委員会は「出版取下申請書」を出版委員会に必ず提出すること。

再度発行を希望する場合は、原稿提出、発行の目途が立ちそうな段階で、あらためて出版企画書を提出すること。

### 3. 委託出版物の発行遅延、発行取止めについて

当該年度に発行できそうもなく、次年度に繰越して発行する場合、「委託出版発行遅延報告書」を、発行を取止める場合は「委託出版発行中止報告書」を出版委員会に必ず提出すること。

一般刊行物に準じて年度を繰越しての発行遅延は原則1回までとする。ただし、編集担当委員会と出版社で協議のうえ、出版社が容認した場合はこの限りではない。

以上

附則（2018（平成30）年11月16日制定）本指針は、2018（平成30）年12月1日から施行する。